

令和2年3月2日
(第1回定例会)

美瑛町議會議案

議 案 目 次

議案第 1号 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	----- 1~ 2
議案第 2号 美瑛町監査委員条例の一部改正について	----- 3
議案第 3号 美瑛町課設置条例の一部改正について	----- 4~ 5
議案第 4号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	----- 6
議案第 5号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	----- 7
議案第 6号 美瑛町企業振興促進条例の一部改正について	----- 8~ 12
議案第 7号 美瑛町営住宅条例の一部改正について	----- 13~ 14
議案第 8号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について	----- 15
議案第 9号 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	----- 16
議案第10号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について	----- 17~ 18
議案第11号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算（第7号）について	----- 19~ 60
議案第12号 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算 (第2号)について	----- 61~ 66
議案第13号 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号） について	----- 67~ 72
議案第14号 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2 号）について	----- 73~ 78
議案第15号 令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）について	----- 79~ 83
議案第16号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）に ついて	----- 84~ 88
議案第17号 令和2年度美瑛町一般会計予算について	----- 別 冊
議案第18号 令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	----- 別 冊
議案第19号 令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について	----- 別 冊
議案第20号 令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について	----- 別 冊
議案第21号 令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	----- 別 冊
議案第22号 令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について	----- 別 冊

議案第23号 令和2年度美瑛町水道事業会計予算について	---- 別 冊
議案第24号 令和2年度美瑛町立病院事業会計予算について	---- 別 冊
議案第25号 町道路線の変更について	--- 89
議案第26号 指定管理者の指定について	--- 90
議案第27号 指定管理者の指定について	--- 90
議案第28号 指定管理者の指定について	--- 90

議案第1号

美瑛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

美瑛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第2号

美瑛町監査委員条例の一部改正について

美瑛町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町監査委員条例の一部を改正する条例

美瑛町監査委員条例（平成6年美瑛町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第3号

美瑛町課設置条例の一部改正について

美瑛町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町課設置条例の一部を改正する条例

美瑛町課設置条例（平成6年美瑛町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（課の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課及び病院を置く。

総務課

まちづくり推進課

税務課

住民生活課

保健福祉課

商工観光交流課

文化スポーツ課

農林課

建設水道課

町立病院

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の美瑛町課設置条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

美瑛町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町手数料徴収条例の一部を改正する条例

美瑛町手数料徴収条例（平成12年美瑛町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項中「写しの交付又は証明書」を「写し又は証明書の交付」に改め、同表の3の項中「住民票」の次に「若しくは除票」を加え、「写しの交付又は証明書」を「写し又は証明書の交付」に改め、同表の4の項中「又は戸籍の附票の写しの交付」を「、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年美瑛町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第6号

美瑛町企業振興促進条例の一部改正について

美瑛町企業振興促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町企業振興促進条例の一部を改正する条例

美瑛町企業振興促進条例（昭和63年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「対し、」の次に「地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税等の不均一課税並びに」を加える。

第3条を次のように改める。

（措置の種類）

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる措置を行うものとする。

（1） 事業場設置に対する固定資産税等の不均一課税

（2） 事業場設置に対する助成

ア 土地取得助成

イ 雇用助成

ウ 緑化助成

第4条（見出しを含む。）中「助成」を「措置」に改める。

第5条の見出し中「助成措置」を「措置」に改め、同条第1項中「助成」を「措置」に改める。

第6条を次のように改める。

（固定資産税等の不均一課税措置）

第6条 第3条第1号に規定する措置の税率は、別表第1右欄に定めるとおりとする。

2 前条第1項及び第2項の規定により町長の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が前項の措置を受けようとするときは、当該固定資産税等の不均一課税を受けようとする年の1月31日までに、固定資産税等の不均一課税申請書を町長に提出しなければならない。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条の見出し中「助成」を「措置」に改め、同条中「同じ。」の次に「、固定資産税等の不均一課税を受けた者」を、「又は補助金」を「及び補助金」に改め、「指定若しくは」の次に「固定資産税等の不均一課税若しくは」を加え、同条第1号中「助成」を「措置」に改め、同条第3号中「補助金の交付」を「措置」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「助成」を「固定資産税等の不均一課税又は助成」に改め、同条第1項中「第6条の規定により助成の措置を行うまでの間」を「固定資産税等の不均一課税又は助成の措置を行うべき期間」に、「同条の助成」を「固定資産税等の不均一課税又は助成」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（助成措置）

第7条 第3条第2号に規定する措置の額は、別表第2左欄に掲げる措置の種類に応じ同表右欄に定めるとおりとし、補助金として交付する。

2 指定事業者が前項の措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

3 補助金の交付時期は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

措置の種類	措置の対象となる事業場	措置の税率
事業場設置に対する固定資産	新設又は増設により取得した固定資産（土地を除く）	新設又は増設により取得した固定資産（土地については、操業等を

定資産税等 の不均一課 税	く。)に係る基準年度の固 定資産評価額が3,000 万円以上であるもの	開始した日前3年以内に取得した ものを含む。)に対し基準年度から 5年の各年度においてそれぞれ課 せられる固定資産税等の税率は、美 瑛町条例第62条又は美瑛町都 市計画税条例第3条の規定にかか わらず、これらの規定する税率に基 準年度から起算した次の各号の年 度区分に応じる割合を乗じた税率 とする。ただし、過疎地域等におけ る固定資産税の課税の特例に関する 条例(平成2年美瑛町条例第26 号)の規定の適用を受けることがで きる場合、次の第1号の規定は、都 市計画税のみに適用する。 (1) 1年度から3年度 100 分の0 (2) 4年度 100分の25 (3) 5年度 100分の50
---------------------	---	---

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第7条関係)

措置の種類	措置の対象となる事業場	措置の額
事業場設置に に対する助成		
土地取得助 成	事業場で助成対象地域に土 地を取得し、その取得価格が 2,000万円を超えるかつ、 その土地を取得した日の翌 日から起算して3年を超える	事業場の新設又は増設に伴い 取得した土地のうち、町長が 事業場の用に供したと認める ものの取得価格の100分の 25に相当する額(その額が

	ない期間内に操業等を開始したもの	1, 500万円を超えるときは1, 500万円)
雇用助成	<p>事業場のうち次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 工場</p> <p>ア 新設の場合 新たに雇用される者の数が5人以上のもの</p> <p>イ 増設の場合 増設により取得した固定資産（土地を除く。）に係る基準年度の固定資産評価額が500万円以上であり、かつ、その増設に伴って新たに雇用される者の数が3人以上であるもの</p> <p>(2) ソフトウェアハウス 新設又は増設に伴って新たに雇用される者の数が5人以上であるもの</p> <p>(3) 試験研究施設 新設又は増設に伴って新たに雇用される者の数が3人以上であるもの</p> <p>(4) その他の施設</p> <p>ア 新設の場合 新たに雇用される者の数</p>	<p>新たに雇用される者の数に初年度10万円（新たに雇用される者が規則で定める町内居住者であるときは15万円）、初年度雇用された者が引き続き雇用されるときは次年度8万円、3年度7万円を乗じて得た額（その額が各年度それぞれ1,000万円を超えるときは1,000万円）</p>

	が5人以上のもの イ 増設の場合 増設により取得した固定資産（土地を除く。）に係る基準年度の固定資産評価額が1,000万円以上であり、かつ、その増設に伴って新たに雇用される者の数が3人以上であるもの	
緑化助成	事業場（観光施設を除く。）でその新設又は増設に伴い、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定による特定工場の届出を要するもの	工場立地法第4条第1号に規定する緑地の設置に要したと認められる事業費に100分の25を乗じて得た額（その額が500万円を超えるときは500万円）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の美瑛町企業振興促進条例の規定により指定を受けている指定事業者に対する措置は、なお従前の例による。
- 3 改正後の美瑛町企業振興促進条例第6条第2項の適用については、令和2年の申請に係るものに限り同条中「1月31日」とあるのは、「4月30日」と読み替えるものとする。

議案第7号

美瑛町営住宅条例の一部改正について

美瑛町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町営住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町営住宅条例（平成9年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「土地区画整理事業」の次に「、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業」を加える。

第6条第1項中「被災者等にあっては第2号）の条件」を「被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第2号及び第3号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）」に改める。

第9条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「抽せん」を「抽選」に改める。

第15条第3項中「に基づき（同項ただし書に規定する場合にあっては、公

「営住宅法施行規則第9条に規定する方法により)」を「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき」に改める。

第19条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第34条中「町営住宅」を「、町営住宅」に改める。

第42条第3項中「年5分」を「法定利率」に改める。

第43条第1項中「厚生労働省令・国土交通省令」を「法第45条第1項の事業等を定める省令」に改める。

第54条中「、「前2条」」を「「前2条」」に改める。

第60条中「手続き」を「手続」に改める。

第67条の見出しを「(指定管理者)」に改め、同条第1項中「北海道住宅管理公社に委託する」を「指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に行わせる」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号

美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町定住促進住宅条例（平成25年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年美瑛町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について

美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町立病院事業の設置に関する条例（昭和42年美瑛町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第7条関係）

入院申込書		
申 込 人	ふりがな	患者との関係
	氏名	印
	現住所	電話
勤務先	電話	
誓約		

入院の際は、説明を受け同意した診療上の指示助言を守り、療養に専念致します。

貴院の諸規則は堅く守り、入院費等は遅滞なく支払います。

患 者	ふりがな		
	氏名	印	男・女
	生年月日	年 月 日	生 满 才
	現住所	電話	
勤務先	電話		
連 帶 保 証 人	ふりがな		
	氏名	患者との関係	
		印	
	現住所	電話	
勤務先	電話		
入院費等にかかる極度額（限度額）		円	
年 月 日			
美瑛町立病院長様			
※入院申込書は入院後速やかに提出して下さい。			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第11号

令和元年度 美瑛町一般会計補正予算（第7号）について

令和元年度美瑛町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,323,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町 稅		1,101,624	9,858	1,111,482
	1 町民税	482,624	△15,908	466,716
	2 固定資産税	444,439	31,471	475,910
	3 軽自動車税	31,864	△861	31,003
	4 たばこ税	74,779	△4,643	70,136
	5 入湯税	27,031	△1,702	25,329
2 地方譲与税		40,887	1,501	42,388
	3 森林環境譲与税	206,000	4,114	210,114
9 地方交付税		8,000	4,114	12,114
	1 地方交付税	4,570,000	100,657	4,670,657
12 使用料及び手数料		177,000	△5,300	171,700
	1 使用料	140,182	△5,300	134,882
13 国庫支出金		1,009,664	△13,453	996,211
	1 国庫負担金	343,789	12,119	355,908
	2 国庫補助金	643,117	△25,620	617,497
	3 国庫委託金	22,758	48	22,806
14 道支出金		2,203,685	1,724	2,205,409
	1 道負担金	240,295	9,433	249,728
	2 道補助金	1,939,177	△7,709	1,931,468
15 財産収入		53,070	1,072	54,142
	2 財産売払収入	9,296	1,072	10,368
16 寄附金		35,224	56,001	91,225
	1 寄附金	35,224	56,001	91,225
17 繰入金		341,534	△28,093	313,441
	1 繰入金	341,534	△28,093	313,441
18 繰越金		168,457	5,940	174,397
	1 繰越金	168,457	5,940	174,397
19 諸収入		248,396	△2,501	245,895
	5 雜入	121,364	△2,501	118,863
20 町債		855,100	△14,319	840,781
	1 町債	855,100	△14,319	840,781
歳 入 合 計		11,208,000	115,700	11,323,700

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		70,518	△1,979	68,539
	1 議会費	70,518	△1,979	68,539
2 総務費		1,810,656	△32,689	1,777,967
	1 総務管理費	1,752,156	△32,689	1,719,467
3 民生費		1,518,614	△27,357	1,491,257
	1 社会福祉費	706,818	4,335	711,153
	2 児童福祉費	811,796	△31,692	780,104
4 衛生費		1,062,366	△34,360	1,028,006
	1 保健衛生費	790,270	△32,095	758,175
	2 清掃費	272,096	△2,265	269,831
6 農林水産業費		2,123,371	△29,102	2,094,269
	1 農業費	1,824,594	△25,538	1,799,056
	3 林業費	59,676	△3,564	56,112
7 商工費		609,456	△3,895	605,561
	1 商工費	469,455	△946	468,509
	2 文化スポーツ振興費	140,001	△2,949	137,052
8 土木費		1,088,033	3,523	1,091,556
	2 道路橋梁費	678,371	30,105	708,476
	3 河川費	3,907	△95	3,812
	4 都市計画費	350,585	△26,415	324,170
	5 住宅費	33,583	△72	33,511
9 消防費		358,266	△6,835	351,431
	1 消防費	358,266	△6,835	351,431
10 教育費		489,479	97,088	586,567
	1 教育総務費	220,676	400	221,076
	2 小学校費	157,890	86,588	244,478
	3 中学校費	73,352	11,154	84,506
	4 社会教育費	37,561	△1,054	36,507
11 公債費		1,568,483	△6,847	1,561,636
	1 公債費	1,568,483	△6,847	1,561,636
12 諸支出金		485,922	158,153	644,075
	1 普通財産取得費	41,656	100,558	142,214
	2 公営企業費	444,266	57,595	501,861
歳出合計		11,208,000	115,700	11,323,700

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	明徳小学校耐震改修事業	58,793
		G I G Aスクールネットワーク整備事業	23,000
	3. 中学校費	G I G Aスクールネットワーク整備事業	10,000
合 計			91,793

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
補 正 予 算 債	45,800	証書券借入又は発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
明徳小学校耐震改修事業債	(29,300)			
GIGAスクールネットワーク整備事業(小学校)	(11,500)			
GIGAスクールネットワーク整備事業(中学校)	(5,000)			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災減災事業	24,700	証書券借入又は証券行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	23,200	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
防災資機材整備事業	(24,700)				(23,200)			
辺地対策事業	251,700	証書券借入又は証券行	3.0%以内	"	245,300	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
白金エリア再構築事業	(39,500)				(37,400)			
北琰旭第6線道路整備事業	(18,100)				(17,900)			
旭千代ヶ岡線道路整備事業	(56,100)				(52,300)			
旭美琰線道路整備事業	(7,300)				(7,200)			
美沢へき地保育所建設事業	(86,600)				(86,400)			
過疎対策事業	388,300	証書券借入又は証券行	3.0%以内	"	350,100	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
認定こども園整備事業	(54,800)				(54,500)			
町民プール建設事業	(21,500)				(20,400)			
美沢17線道路整備事業	(7,400)				(7,000)			
雪寒建設機械整備事業	(15,600)				(6,700)			
赤羽下字莫別線道路整備事業	(25,000)				(23,400)			
丸山通り商店街駐車場整備事業	(10,800)				(10,700)			
美瑛小学校改修事業債	(15,500)				(14,000)			
医療設備整備事業	(500)				(0)			
藤野協成線道路整備事業	(9,500)				(9,200)			

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 領	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 領	起債の方法	利 率	償還の方法
明徳小学校改修事業	(14,300)				(14,100)			
美馬牛中学校改修事業 (ソフト分)	(6,000)				(0)			
イベント交流推進事業 (ソフト分)	(27,900)				(26,500)			
観光振興対策事業 (ソフト分)	(4,000)				(0)			
商工業振興事業 (ソフト分)	(20,400)				(19,500)			
街路灯LED化事業	(11,000)				(0)			
臨時財政対策債	190,400	証書借入 又は証券行 発	3.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後お いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することができる。	176,381	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	855,100				840,781			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1	町 税		1,101,624	9,858	1,111,482
	町 民 税		482,624	△15,908	466,716
	1 個 人		411,827	△15,908	395,919
	2 固定資産税		444,439	31,471	475,910
	1 固定資産税		427,398	31,471	458,869
	3 軽自動車税		31,864	△861	31,003
	2 環境性能割		1,018	△861	157
	4 たばこ税		74,779	△4,643	70,136
	1 たばこ税		74,779	△4,643	70,136
	5 入湯税		27,031	△1,702	25,329
2	1 入湯税		27,031	△1,702	25,329
	6 都市計画税		40,887	1,501	42,388
	1 都市計画税		40,887	1,501	42,388
	地方譲与税		206,000	4,114	210,114
3	森林環境譲与税		8,000	4,114	12,114
	1 森林環境譲与税		8,000	4,114	12,114
9	地方交付税		4,570,000	100,657	4,670,657
	1 地方交付税		4,570,000	100,657	4,670,657
	1 地方交付税		4,570,000	100,657	4,670,657
12	使用料及び手数料		177,000	△5,300	171,700
	1 使用料		140,182	△5,300	134,882
	1 民生使用料		15,172	△3,800	11,372
	4 商工使用料		12,682	△1,500	11,182
13	国庫支出金		1,009,664	△13,453	996,211
	1 国庫負担金		343,789	12,119	355,908
	1 民生費負担金		329,153	13,195	342,348
	2 衛生費負担金		14,636	△1,076	13,560
	2 国庫補助金		643,117	△25,620	617,497
	1 総務費補助金		88,922	365	89,287

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	△15,908	1 現年課税分
1 現年課税分	31,471	1 現年課税分
1 現年課税分	△861	1 現年課税分
1 現年課税分	△4,643	1 現年課税分
1 現年課税分	△1,702	1 現年課税分
1 現年課税分	1,501	1 現年課税分
1 森林環境譲与税	4,114	1 森林環境譲与税
1 地方交付税	100,657	1 普通交付税
2 児童福祉使用料	△3,800	1 どんぐり保育園保育使用料
1 商工使用料	△1,500	1 美瑛町体験交流住宅使用料
1 社会福祉費負担金	1,740	1 障害者医療費負担金 440 2 障害児施設措置費負担金 1,300
2 児童福祉費負担金	11,455	1 児童手当負担金 △5,764 2 施設型給付費等負担金 16,679 3 子育てのための施設等利用給付交付金 540
1 保健衛生費負担金	△1,076	1 国民健康保険基盤安定負担金
1 総務管理費補助金	365	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金

款項目		補正前の額	補正額	計
2	民生費補助金	268,206	△26,150	242,056
4	土木費補助金	282,639	△38,335	244,304
5	教育費補助金	1,000	38,500	39,500
3	国庫委託金	22,758	48	22,806
2	民生費委託金	2,849	48	2,897
14	道支出金	2,203,685	1,724	2,205,409
1	道負担金	240,295	9,433	249,728
1	民生費負担金	148,627	11,018	159,645
2	衛生費負担金	79,777	△1,585	78,192

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2児童福祉費 補助金	△26,150	1 子ども・子育て支援交付金 63 2 認定こども園施設整備交付金 3,107 3 保育所等整備交付金 △3,031 4 幼児教育・保育無償化臨時交付金 △26,292 5 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事務事業補助金 3
2道路橋梁費 補助金	△34,627	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金 △1,600 2 美沢1・7線道路改良舗装事業交付金 △1,590 3 北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金 △1,021 4 美園村山線道路改良舗装事業交付金 △12,896 5 旭千代ヶ岡線道路改良舗装事業交付金 △1,872 6 橋梁維持修繕事業補助金 △1,526 7 雪寒建設機械整備費補助金 △3,349 8 旭美瑛線道路改良舗装事業交付金 △3,893 9 橋梁長寿命化計画策定事業交付金 △2,870 10 白金美瑛支線両泉橋架換事業交付金 △4,010
3都市計画費 補助金	△3,056	1 丸山公園改修事業交付金 △721 2 憇ヶ森公園改修事業交付金 △2,335
4住宅費補助 金	△652	1 憇町団地解体事業交付金
1小学校費補 助金	35,000	1 明徳小学校耐震改修事業交付金 25,000 2 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 10,000
2中学校費補 助金	3,500	1 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金
2児童福祉費 委託金	48	1 特別児童扶養手当事務取扱交付金
1社会福祉費 負担金	870	1 障害者医療費負担金 220 2 障害児施設措置費負担金 650
2児童福祉費 負担金	10,148	1 児童手当負担金 △1,301 2 施設型給付費等負担金 11,179 3 子育てのための施設等利用給付交付金 270
1保健衛生費 負担金	△1,585	1 国民健康保険基盤安定負担金 △1,354 2 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △231

款項目		補正前の額	補正額	計
2	道補助金	1,939,177	△7,709	1,931,468
	民生費補助金	68,289	63	68,352
	農林水産業費補助金	1,838,068	△6,952	1,831,116
	商工費補助金	13,372	△670	12,702
	教育費補助金	291	△150	141
15	財産収入	53,070	1,072	54,142
	財産売払収入	9,296	1,072	10,368
	不動産売払収入	9,295	1,072	10,367
16	寄附金	35,224	56,001	91,225
	寄附金	35,224	56,001	91,225
	寄附金	35,224	56,001	91,225
17	繰入金	341,534	△28,093	313,441
	繰入金	341,534	△28,093	313,441
	繰入金	341,534	△28,093	313,441

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費補助金	63	1 子ども・子育て支援交付金	
1 農業費補助金	△4,529	1 中山間地域等直接支払制度交付金	△493
		2 環境保全型農業直接支払交付金	△684
		3 農業次世代人材投資資金交付金	△1,895
		4 畑作構造転換事業補助金	△1,457
3 林業費補助金	△2,423	1 森林環境保全整備事業補助金	
1 商工費補助金	△300	1 地域づくり総合交付金	
2 文化スポーツ振興費補助金	△370	1 北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	
1 小学校費補助金	△9	1 北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	
2 中学校費補助金	△125	1 北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	
3 社会教育費補助金	△16	1 北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	
2 その他不動産売払収入	1,072	1 立木売払収入	
1 寄附金	56,001	1 まちづくり寄附金	54,001
		2 企業版ふるさと納税寄附金	2,000
1 繰入金	△28,093	1 公共施設等整備基金繰入金	△10,122
		2 福祉基金繰入金	△500
		3 農業振興基金繰入金	△6,431
		4 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	△8,207
		5 人づくり育成基金繰入金	△2,833

款項目			補正前の額	補正額	計
18		繰越金	168,457	5,940	174,397
	1	繰越金	168,457	5,940	174,397
	1	繰越金	168,457	5,940	174,397
19		諸収入	248,396	△2,501	245,895
	5	雑入	121,364	△2,501	118,863
	4	雑入	121,361	△2,501	118,860
20		町債	855,100	△14,319	840,781
	1	町債	855,100	△14,319	840,781
	1	総務債	48,400	△1,500	46,900
	2	民生債	167,400	△500	166,900
	4	商工債	113,300	△9,500	103,800
	5	土木債	223,900	△26,400	197,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰 越 金	5,940	1 前年度繰越金
2 雜 入	△2,501	1 美瑛町体験交流住宅宿泊費負担金 △692 2 ニトリ北海道応援基金 △200 3 小麦キャンプ実行委員会負担金 △1,600 4 その他雑入 △9
1 総務管理債	△1,500	1 総務管理債 (1)緊急防災減災 防災資機材整備事業債
1 社会福祉債	△300	1 社会福祉債 (1)過疎対策 認定こども園整備事業債
2 児童福祉債	△200	1 児童福祉債 (1)辺地対策 美沢へき地保育所整備事業債
1 商 工 債	△8,400	1 商工債 △8,400 (1)過疎対策（ソフト分）イベント交流推進事業債 (△1,400) (2)過疎対策（ソフト分）商工業振興事業債 (△900) (3)過疎対策（ソフト分）観光振興対策事業債 (△4,000) (4)辺地対策 白金エリア再構築事業債 (△2,100)
2 文化スporteツ振興債	△1,100	1 文化スポーツ振興債 (1)過疎対策 町民プール建設事業債
1 道路橋梁債	△26,300	1 道路橋梁債 △26,300 (1)過疎対策 美沢17線道路整備事業債 (△400) (2)辺地対策 北瑛旭第6線道路整備事業債 (△200) (3)辺地対策 旭千代ヶ岡線道路整備事業債 (△3,800) (4)過疎対策 雪寒建設機械整備事業債 (△8,900) (5)辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債 (△100) (6)過疎対策 赤羽下字莫別線道路整備事業債 (△1,600) (7)過疎対策 藤野協成線道路整備事業債 (△300) (8)過疎対策（ソフト分）街路灯LED化事業債 (△11,000)
2 都市計画債	△100	1 都市計画債 (1)過疎対策 丸山通り商店街駐車場整備事業債

款項目		補正前の額	補正額	計
6	教育債	80,300	38,100	118,400
7	病院事業債	500	△500	0
8	臨時財政対策債	190,400	△14,019	176,381

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 小学校債	39,100	1 小学校債 (1) 過疎対策 美瑛小学校改修事業債 (△1,500) (2) 過疎対策 明徳小学校改修事業債 (△200) (3) 補正予算 明徳小学校耐震改修事業債 (29,300) (4) 補正予算 GIGAスクールネットワーク整備事業債 (11,500)
3 中学校債	△1,000	1 中学校債 (1) 過疎対策 美馬牛中学校改修事業債 (△6,000) (2) 補正予算 GIGAスクールネットワーク整備事業債 (5,000)
1 病院事業債	△500	1 病院事業債
1 臨時財政対策債	△14,019	1 臨時財政対策債

(歳出)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		議会費	70,518	△1,979	68,539		△1,979
	1	議会費	70,518	△1,979	68,539		△1,979
	1	議会費	70,518	△1,979	68,539		△1,979
2		総務費	1,810,656	△32,689	1,777,967	△4,935	△27,754
	1	総務管理費	1,752,156	△32,689	1,719,467	△4,935	△27,754
	1	職員給与費	1,206,313	△11,990	1,194,323	国庫支出金 51	△12,041
	2	一般管理費	72,110	△3,228	68,882		△3,228
	3	広聴広報費	6,795	271	7,066		271
	5	財産管理費	75,195	454	75,649	繰入金 △308	762
	6	情報管理費	69,630	365	69,995	国庫支出金 365	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△1,979	1 みんなで歩むまちづくり △1,979 (1)議会運営事業 △1,979 3 議員手当 (△1,979)
4 共 濟 費	△11,990	1 みんなで歩むまちづくり △11,990 (1)職員共済費 △11,990 4 共済費 (△11,990)
7 貨 金	△4,240	1 みんなで歩むまちづくり △3,228 (1)一般管理事業 △3,268
12 役 務 費	972	7 臨時職員賃金（物） (△4,240) 12 通信運搬費（物） (972)
13 委 託 料	40	(2)顧問弁護士事業 40 13 業務委託（物） (40)
11 需 用 費	271	1 みんなで歩むまちづくり 271 (1)広報発行事業 271 11 印刷製本費（物） (271)
11 需 用 費	762	1 みんなで歩むまちづくり 454 (1)庁舎維持管理事業 762
15 工事請負費	△308	11 燃料費（物） (762) (2)庁舎冷暖房機器改修事業 △308 15 改修工事（事） (△308)
19 負担金補助 及び交付金	365	1 みんなで歩むまちづくり 365 (1)社会保障・税番号制度システム整備事業 365 19 負担金（補） (365)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	7	地域振興費	137,209	△21,674	115,535	国庫支出金 △1,772 寄附金 2,000 繰入金 △3,771	△18,131
	10	災害対策費	43,263	△579	42,684	地方債 △1,500	921
	12	諸 費	109,530	-3,692	113,222		3,692

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△9,110	1 みんなで歩むまちづくり △21,674 (1) 未来を創造するまちづくり連携事業 △24
4 共済費	△1,540	13 業務委託（事） (△24) (2) 地域おこし協力隊管理事業 △10,650
13 委託料	△24	1 嘱託職員報酬 (△9,110) 4 共済費 (△1,540)
19 負担金補助及び交付金	△11,000	(3) 丘のまちびえい活性化協会補助金 △11,000 19 補助金（補） (△11,000)
11 需用費	215	1 安全・安心なまちづくり △579 (1) 防災資機材整備事業 △139
13 委託料	△655	18 備品購入費（事） (△139) (2) 十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業 △440
18 備品購入費	△139	11 光熱水費（物） (215) 13 保守・管理委託（物） (△655)
8 報償費	3,537	1 みんなで歩むまちづくり 3,692 (1) 過年度歳入過誤納還付金 155
23 債還金利子及び割引料	155	23 債還金利子及び割引料（補） (155) (2) まちづくり寄附管理事業 3,537 8 報償（物） (3,537)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	1	民生費	1,518,614	△27,357	1,491,257	△7,677	△19,680
		社会福祉費	706,818	4,335	711,153	1,210	3,125
		2高齢者福祉費	107,162	△653	106,509	繰入金 △1,400	747
		3障害者福祉費	501,613	3,648	505,261	国庫支出金 1,740 道支出金 870	1,038
		5いきいきセンター費	1,002	64	1,066		64
		6高齢者福祉住宅費	10,229	1,276	11,505		1,276

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△520	1 ともに支え合うまちづくり △653 (1) 介護サービス利用料軽減助成事業 366 19 助成金 (扶)
19 負担金補助 及び交付金	△133	(2) 高齢者団体支援事業 △499 19 補助金 (補) (△499) (3) くらし援助サービス事業 △520 13 業務委託 (扶) (△520)
12 役務費	31	1 ともに支え合うまちづくり 3,648 (1) 人工透析患者交通費助成事業 137
19 負担金補助 及び交付金	137	19 助成金 (扶) (137) (2) 更生医療給付事業 880 20 扶助費 880 (3) 障害者福祉管理事業 9 12 手数料 (物) (9) (4) 障害児施設措置費 2,622 12 審査支払手数料 (22) 20 扶助費 (2,600)
11 需用費	64	1 ともに支え合うまちづくり 64 (1) いきいきセンター運営事業 64 11 燃料費 (物) (64)
11 需用費	1,276	1 ともに支え合うまちづくり 1,276 (1) 高齢者福祉住宅管理運営事業 1,276 11 修繕料 (維) (1,276)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	児童福祉費	811,796	△31,692	780,104	△8,887	△22,805
	1	児童福祉総務費	451,617	△7,234	444,383	国庫支出金 △14,698 道支出金 10,211 地方債 △300 繰入金 △100	△2,347
	2	保育所費	190,124	△12,576	177,548	使用料 △3,800	△8,776
	3	へき地保育所費	154,321	△11,942	142,379	地方債 △200	△11,742
	5	児童館費	7,443	60	7,503		60

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助 及び交付金	766	1 ともに支え合うまちづくり (1) 児童手当支給事業 20 扶助費
20 扶助費	△8,000	(2) 美瑛町一時預かり（幼稚園型）事業 19 補助金（補） (3) 認定こども園整備事業 19 補助金（事）
11 需用費	400	1 ともに支え合うまちづくり (1) 保育センター管理運営事業
13 委託料	△12,827	11 燃料費（物） 11 光熱水費（物）
15 工事請負費	△149	13 運営委託（物） (2) 保育センター施設改修事業 15 改修工事（事）
13 委託料	△8,227	1 ともに支え合うまちづくり (1) へき地保育所管理運営事業
15 工事請負費	△3,454	13 運営委託（物） 15 整備工事（事）
18 備品購入費	△261	(2) 美沢へき地保育所建設事業 15 建設工事費 18 備品購入費（事）
11 需用費	60	1 ともに支え合うまちづくり (1) 児童館管理運営事業 11 燃料費（物）

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	1,062,366	△34,360	1,028,006	△3,079	△31,281
		保健衛生費	790,270	△32,095	758,175	△3,079	△29,016
		1 保健衛生総務費	616,106	△30,540	585,566	国庫支出金 △1,076 道支出金 △1,585	△27,879
		2 保健指導費	13,822	701	14,523		701
		3 予防費	43,062	△2,825	40,237		△2,825
		4 保健センタ一費	7,071	28	7,099		28
		5 医療扶助費	55,684	2,989	58,673		2,989
		6 環境衛生費	38,142	△1,941	36,201		△1,941
		7 墓地管理費	16,383	△507	15,876	繰入金 △418	△89

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助 及び交付金	△30,540	1 ともに支え合うまちづくり △30,540 (1) 病院群輪番制病院運営事業負担金 7 19 負担金（補） (7) (2) 小児救急医療支援事業負担金 1 19 負担金（補） (1) (3) 大雪地区広域連合負担金 △30,548 19 負担金（補） (△30,548)
13 委託料	236	1 ともに支え合うまちづくり 701 (1) 健康推進事業 236
19 負担金補助 及び交付金	465	13 医療・衛生委託（物） (236) (2) 妊婦健診事業 465 19 補助金（補） (465)
13 委託料	△2,825	1 ともに支え合うまちづくり △2,825 (1) 予防接種事業 △2,825 13 医療・衛生委託（物） (△2,825)
12 役務費	28	1 ともに支え合うまちづくり 28 (1) 保健センター管理運営事業 28 12 通信運搬費（物） (28)
20 扶助費	2,989	1 ともに支え合うまちづくり 2,989 (1) 医療費扶助事業 2,989 20 重度心身障害者医療給付事業扶助 (900) 20 ひとり親家庭等医療給付事業扶助 (340) 20 乳幼児等医療給付事業扶助 (1,849) 20 養育医療給付事業扶助 (△100)
19 負担金補助 及び交付金	△1,941	1 安全・安心なまちづくり △1,941 (1) 大雪葬斎組合負担金 △1,941 19 負担金（補） (△1,941)
15 工事請負費	△507	1 安全・安心なまちづくり △507 (1) 町営墓地環境整備事業 △507 15 整備工事（事） (△507)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	清掃費		272,096	△2,265	269,831		△2,265
	1 清掃総務費		97,128	△484	96,644		△484
	2 塵芥処理費		80,105	△971	79,134		△971
	3 し尿処理費		94,863	△810	94,053		△810
6	農林水産業費		2,123,371	△29,102	2,094,269	△6,317	△22,785
	1 農業費		1,824,594	△25,538	1,799,056	△3,894	△21,644
	2 農業振興費		1,760,967	△25,538	1,735,429	国庫支出金 8,666 道支出金 △4,529 繰入金 △6,431 諸収入 △1,600	△21,644
	3 林業費		59,676	△3,564	56,112	△2,423	△1,141
	2 町有林管理費		31,197	△3,564	27,633	道支出金 △2,423	△1,141

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助 及び交付金	△484	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪清掃組合負担金 19 負担金（補）	△484 △484 (△484)
13 委託料	△971	1 安全・安心なまちづくり (1) 一般廃棄物収集事業 13 業務委託（物）	△971 △971 (△971)
13 委託料	△810	1 安全・安心なまちづくり (1) 浄化センター管理運営事業 13 業務委託（物）	△810 △810 (△810)
19 負担金補助 及び交付金	△18,060	1 足腰の強い産業づくり (1) 農業研修施設事業特別会計繰出金 28 繰出金	△25,538 △7,478 (△7,478)
28 繰出金	△7,478	(2) 中山間地域等直接支払制度交付事業 19 交付金（事） (3) 農業次世代人材投資事業 19 交付金（補） (4) 美瑛町農業振興機構負担金 19 負担金（事） (5) 環境保全型農業直接支払交付金 19 交付金（補） (6) 高収益作物振興対策補助事業 19 補助金（事） (7) 小麦キャンプ補助事業 19 補助金（補） (8) 畑作構造転換事業 19 補助金（事）	△656 (△656) △1,894 (△1,894) △4,107 (△4,107) △911 (△911) △6,431 (△6,431) △2,604 (△2,604) △1,457 (△1,457)
15 工事請負費	△3,564	1 足腰の強い産業づくり (1) 森林環境保全整備事業 15 整備工事（事）	△3,564 △3,564 (△3,564)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		商工費	609,456	△3,895	605,561	△25,665	21,770
	1	商工費	469,455	△946	468,509	△21,958	21,012
	2	商工業振興費	166,650	△9,125	157,525	国庫支出金 △4,105 地方債 △900 繰入金 △5,034	914
	3	観光費	166,630	207	166,837	国庫支出金 8,719 道支出金 △300 地方債 △6,100 繰入金 △300	△1,812
	6	イベント推進費	34,125	0	34,125	地方債 △1,400	1,400
	7	移住対策費	36,143	7,972	44,115	国庫支出金 △10,346 使用料 △1,500 諸収入 △692	20,510

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助 及び交付金	△9,125	1 足腰の強い産業づくり	△9,125
		(1) 美瑛町中小企業者等振興補助事業	△940
		19 補助金（補）	(△940)
		(2) 美瑛町商店街活性化事業	△8,185
		19 補助金（補）	(△8,185)
11 需用費	263	1 足腰の強い産業づくり	207
13 委託料	529	(1) 観光センター運営管理事業	100
		11 光热水費（物）	(100)
		(2) 四季の情報館管理運営事業	529
15 工事請負費	△585	13 運営委託（物）	(529)
		(3) その他観光施設等管理事業	163
		11 光热水費（物）	(163)
		(4) 白金観光センター改修事業	△585
		15 改修工事（事）	(△585)
13 委託料	△1,288	1 足腰の強い産業づくり	7,972
19 負担金補助 及び交付金	9,260	(1) 美瑛町定住住宅取得助成事業	9,260
		19 補助金（補）	(9,260)
		(2) 美瑛町体験交流住宅管理運営事業	△1,288
		13 保守・管理委託（物）	(△1,288)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	文化スポーツ振興費		140,001	△2,949	137,052	△3,707	758
2	生涯学習推進費		10,063	△1,126	8,937	道支出金 △191 繰入金 △1,074	139
3	町民センタ一費		19,160	464	19,624		464
4	郷土学館費		15,513	0	15,513	国庫支出金 △1,162	1,162
6	保健体育総務費		4,715	250	4,965	道支出金 △179	429
7	保健体育施設費		86,324	△2,537	83,787	地方債 △1,100 繰入金 △1	△1,436

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	290	1 まちを動かす人づくり △1,126 (1) 人づくり育成事業 △1,416
19 負担金補助 及び交付金	△1,416	19 補助金（補） (△1,416) (2) 地域人材育成研修施設管理運営事業 290 11 光热水費（物） (290)
11 需用費	464	1 まちを動かす人づくり 464 (1) 町民センター管理運営事業 464 11 燃料費（物） (464)
19 負担金補助 及び交付金	250	1 まちを動かす人づくり 250 (1) 町民スキーリフト助成事業 250 19 補助金（補） (250)
11 需用費	△1,471	1 まちを動かす人づくり △2,537 (1) 町民プール管理運営事業 △2,000
15 工事請負費	△1,066	11 光热水費（物） (△2,000) (2) 町民プール建設事業 △1,066 15 建設工事費 (△1,066) (3) スポーツセンター管理運営事業 529 11 燃料費（物） (529)

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
8	土木費	1,088,033	3,523	1,091,556	△70,615	74,138
	1 土木管理費	21,587	0	21,587	△59	59
	1 土木総務費	21,587	0	21,587	繰入金 △59	59
	2 道路橋梁費	678,371	30,105	708,476	△63,320	93,425
	1 道路維持修繕費	69,635	△1,263	68,372	繰入金 △100 諸収入 △200	△963
	2 道路新設改良費	381,709	△15,038	366,671	国庫支出金 △26,882 地方債 △6,400	18,244
	3 橋梁維持修繕費	40,877	△6,318	34,559	国庫支出金 △4,396 繰入金 △2,093	171
	4 除雪対策費	139,462	53,179	192,641	国庫支出金 △3,349 地方債 △8,900	65,428

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△869	1 安全・安心なまちづくり (1) 道路維持修繕事業 △976
15 工事請負費	△394	13 保守・管理委託（維） (△738) 15 維持補修工事（維） (△238) (2) 街路樹等景観整備事業 △287 13 保守・管理委託（維） (△131) 15 整備工事（事） (△156)
13 委託料	△990	1 安全・安心なまちづくり (1) 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業 △1,305
15 工事請負費	△9,947	15 整備工事（事） (△1,305)
17 公有財産購入費	△210	(2) 美沢17線道路改良舗装事業 △1,988 13 建築・土木委託（事） (△990) 15 整備工事（事） (△998)
22 補償補填及び賠償金	△3,891	(3) 北瑛旭第6線道路改良舗装事業 △1,127 15 整備工事（事） (△1,127) (4) 旭千代ヶ岡線道路改良舗装事業 △3,891 22 補償金（事） (△3,891) (5) 赤羽下宇莫別線道路改良舗装事業 △1,548 15 整備工事（事） (△1,548) (6) 旭美瑛線道路改良舗装事業 △2,636 15 整備工事（事） (△2,426) 17 用地購入費（事） (△210) (7) 藤野協成線道路改良舗装事業 △760 15 整備工事（事） (△760) (8) 白金美瑛支線両泉橋架換事業 △1,783 15 整備工事（事） (△1,783)
13 委託料	△6,318	1 安全・安心なまちづくり (1) 橋梁維持修繕事業 △2,268 13 建築・土木委託（事） (△2,268) (2) 橋梁長寿命化計画策定事業 △4,050 13 業務委託（事） (△4,050)
13 委託料	60,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 除雪対策事業 60,000
18 備品購入費	△6,821	(2) 雪寒建設機械整備事業 △6,821 18 車両購入費（事） (△6,821)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	交通安全施設費	46,688	△455	46,233	地方債 △11,000	10,545
3		河川費	3,907	△95	3,812		△95
	1	河川費	3,907	△95	3,812		△95
4		都市計画費	350,585	△26,415	324,170	△6,584	△19,831
	1	街路事業費	29,823	△355	29,468	地方債 △100 繰入金 △355	100
	2	公共下水道費	204,510	△15,964	188,546		△15,964
	3	公園費	116,252	△10,096	106,156	国庫支出金 △3,056 繰入金 △3,073	△3,967
5		住宅費	33,583	△72	33,511	△652	580
	1	住宅管理費	22,121	1,000	23,121		1,000
	2	住宅建設費	11,462	△1,072	10,390	国庫支出金 △652	△420

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助 及び交付金	△455	1 安全・安心なまちづくり (1) 街路灯LED化事業 19 補助金（補）	△455 △455 (△455)
13 委託料	△95	1 安全・安心なまちづくり (1) 河川管理事業 13 保守・管理委託（維）	△95 △95 (△95)
15 工事請負費	△355	1 安全・安心なまちづくり (1) 大町1丁目3番線道路改良舗装事業 15 整備工事（事）	△355 △355 (△355)
28 繰出金	△15,964	1 安全・安心なまちづくり (1) 公共下水道事業特別会計繰出金 28 繰出金	△15,964 △15,964 (△15,964)
13 委託料	△3,385	1 安全・安心なまちづくり (1) 公園維持管理事業	△10,096 △2,254
15 工事請負費	△6,667	13 保守・管理委託（維） (2) パークゴルフ場維持管理事業	(△2,254) △626
16 原材料費	△44	13 保守・管理委託（維） (3) 丸山公園改修事業 15 整備工事（事） (4) 憇ヶ森公園改修事業 13 建築・土木委託（事） 15 整備工事（事） 16 原材料費（物） (5) ポケットスペース管理事業 13 保守・管理委託（維）	(△626) △1,952 (△1,952) △4,976 (△217) (△4,715) (△44) △288 (△288)
11 需用費	1,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 町営住宅管理事業 11 修繕料（維）	1,000 1,000 (1,000)
15 工事請負費	△1,072	1 安全・安心なまちづくり (1) 憇町団地解体事業 15 解体工事費	△1,072 △1,072 (△1,072)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		消防費	358,266	△6,835	351,431	△3,575	△3,260
	1	消防費	358,266	△6,835	351,431	△3,575	△3,260
	1	消防費	358,266	△6,835	351,431	繰入金 △3,575	△3,260
10		教育費	489,479	97,088	586,567	76,449	20,639
	1	教育総務費	220,676	400	221,076		400
	3	学校給食費	86,348	400	86,748		400
	2	小学校費	157,890	86,588	244,478	74,091	12,497
	1	学校管理費	114,231	87,401	201,632	国庫支出金 35,000 地方債 39,100	13,301
	2	教育振興費	43,659	△813	42,846	道支出金 △9	△804

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	△6,835	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪消防組合負担金 19 負担金（補）
		△6,835 △6,835 (△6,835)
11 需用費	400	1 まちを動かす人づくり (1) 学校給食管理運営事業 11 燃料費（物）
		400 400 (400)
11 需用費	6,809	1 まちを動かす人づくり (1) 小学校管理運営事業
13 委託料	1,793	11 燃料費（物） 11 光热水費（物）
15 工事請負費	78,799	15 維持補修工事（維） (2) 美瑛小学校改修事業 15 改修工事（事） (3) 明徳小学校改修事業 15 改修工事（事） (4) 明徳小学校耐震改修事業 13 業務委託（事） 15 改修工事（事） (5) GIGAスクールネットワーク整備事業 15 整備工事（事）
		87,401 8,009 (3,442) (3,367) (1,200) △1,490 (△1,490) △911 (△911) 58,793 (1,793) (57,000) 23,000 (23,000)
8 報償費	△287	1 まちを動かす人づくり (1) 通学合宿事業
9 旅費	△76	8 謝礼（補） 9 費用弁償
11 需用費	△38	11 消耗品費（物） 11 賄材料費
14 使用料及び賃借料	△412	(2) 小学校パソコン機器更新事業 14 賃借料（物）
		△813 △401 (△287) (△76) (△18) (△20) △412 (△412)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	中学校費		73,352	11,154	84,506	2,375	8,779
	1 学校管理費		44,211	12,921	57,132	国庫支出金 3,500 地方債 △1,000	10,421
	2 教育振興費		29,141	△1,767	27,374	道支出金 △125	△1,642
4	社会教育費		37,561	△1,054	36,507	△17	△1,037
	2 公民館費		10,138	0	10,138	道支出金 △16	16
	3 図書館費		26,864	△1,054	25,810	繰入金 △1	△1,053
11	公債費		1,568,483	△6,847	1,561,636		△6,847
	1 公債費		1,568,483	△6,847	1,561,636		△6,847
	2 利子		80,073	△6,847	73,226		△6,847

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	3,240	1 まちを動かす人づくり (1) 美馬牛中学校改修事業
13 委託料	△319	13 業務委託（事） (2) 中学校管理運営事業
15 工事請負費	10,000	11 燃料費（物） 11 光热水費（物） (3) GIGAスクールネットワーク整備事業 15 整備工事（事）
		12,921 △319 (△319) 3,240 (732) (2,508) 10,000 (10,000)
8 報償費	△495	1 まちを動かす人づくり (1) キャリア教育推進事業
14 使用料及び賃借料	△917	8 謝礼（補） 19 補助金（補） (2) 中学校特別支援教育推進事業
19 負担金補助及び交付金	△355	19 交付金（補） (3) 中学校パソコン機器更新事業 14 賃借料（物）
		△1,767 △950 (△495) 100 (100) △917 (△917)
11 需用費	228	1 まちを動かす人づくり (1) 図書館管理運営事業
13 委託料	△1,282	11 光热水費（物） (2) 図書管理事業 13 保守・管理委託（物） (3) 図書システム更新事業 13 業務委託（事）
		△1,054 228 △874 (△874) △408 (△408)
23 債還金利子及び割引料	△6,847	1 みんなで歩むまちづくり (1) 起債償還利子 (2) 一時借入金等利子
		△6,847 △5,947 △900

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12	1	諸支出金	485,922	158,153	644,075	53,501	104,652
		普通財産取 得費	41,656	100,558	142,214	54,001	46,557
		1 公共施設等 整備基金費	172	38,000	38,172		38,000
		5 福祉基金費	111	2,500	2,611		2,500
		8 丘のまちび えいまちづ くり基金費	35,223	54,001	89,224	寄附金 54,001	
		9 森林環境譲 与税基金費	6,057	6,057	12,114		6,057
	2	公営企業費	444,266	57,595	501,861	△500	58,095
		1 上水道事業 補助金	13,766	8,095	21,861		8,095
		2 病院事業補 助金	430,000	50,000	480,000		50,000
		3 病院事業負 担金	500	△500	0	地方債 △500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	38,000	1 みんなで歩むまちづくり 38,000 (1) 公共施設等整備基金の運用管理事業 38,000 25 積立金（積） (38,000)
25 積立金	2,500	1 みんなで歩むまちづくり 2,500 (1) 福祉基金の運用管理事業 2,500 25 積立金（積） (2,500)
25 積立金	54,001	1 みんなで歩むまちづくり 54,001 (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 54,001 25 積立金（積） (54,001)
25 積立金	6,057	1 みんなで歩むまちづくり 6,057 (1) 森林環境譲与税基金の運用管理事業 6,057 25 積立金（積） (6,057)
19 負担金補助及び交付金	8,095	1 安全・安心なまちづくり 8,095 (1) 上水道事業補助事業 8,095 19 補助金（補） (8,095)
19 負担金補助及び交付金	50,000	1 ともに支え合うまちづくり 50,000 (1) 病院事業補助事業 50,000 19 補助金（補） (50,000)
19 負担金補助及び交付金	△500	1 ともに支え合うまちづくり △500 (1) 病院事業建設改良費負担金 △500 19 負担金（補） (△500)

議案第12号

令和元年度 美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和元年度美瑛町の農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,556千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		3,660	△397	3,263
	1 使用料	1,960	207	2,167
	2 手数料	1,700	△604	1,096
2 財産収入		9,568	6,430	15,998
	1 財産売払収入	9,568	6,430	15,998
3 繰入金		13,878	△7,479	6,399
	1 一般会計繰入金	13,877	△7,478	6,399
	2 基金繰入金	1	△1	0
4 諸 収 入		645	△110	535
	1 雜 入	645	△110	535
歳 入 合 計		27,751	△1,556	26,195

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業研修施設費		27,249	△1,554	25,695
	1 施設管理費	27,249	△1,554	25,695
2 公債費		1	△1	0
	1 公債費	1	△1	0
3 基金積立金		1	△1	0
	1 基金積立金	1	△1	0
歳 出 合 計		27,751	△1,556	26,195

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1	1	使用料及び手数料	3,660	△397	3,263
		使 用 料	1,960	207	2,167
	1	農業研修施設使用料	1,960	207	2,167
	2	手 数 料	1,700	△604	1,096
2	1	農業技術研修センター手数料	1,700	△604	1,096
	1	財産収入	9,568	6,430	15,998
	1	財産売払収入	9,568	6,430	15,998
3		生産物売払収入	9,568	6,430	15,998
		線 入 金	13,878	△7,479	6,399
	1	一般会計線入金	13,877	△7,478	6,399
	1	一般会計線入金	13,877	△7,478	6,399
4	2	基 金 線 入 金	1	△1	0
	1	基 金 線 入 金	1	△1	0
4		諸 収 入	645	△110	535
	1	雜 入	645	△110	535
	1	雜 入	645	△110	535

(農業研修施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 農業技術研修センター使用料	229	1 加工使用料 228 2 町民農園使用料 1
2 農業担い手研修センター使用料	△22	1 長期居室使用料 9 2 短期居室使用料 △30 3 凈化槽使用料 △1
1 手数料	△604	1 土壤診断手数料
1 生産物売扱収入	6,430	1 生産物売扱収入
1 一般会計繰入金	△7,478	1 農業技術研修センター管理運営事業繰入金 △3,803 2 農業担い手研修センター管理運営事業繰入金 △3,675
1 基金繰入金	△1	1 基金繰入金
1 雜入	△110	1 長期居室電気料負担金

(歳出)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		農業研修施設費	27,249	△1,554	25,695	△7,588	6,034
1	1	施設管理費	27,249	△1,554	25,695	△7,588	6,034
	1	農業技術研修センター管理費	12,645	△464	12,181	繰入金 △3,803	3,339
	2	農業担い手研修センタ一管理費	14,604	△1,090	13,514	財産収入 △110 繰入金 △3,675	2,695
2		公債費	1	△1	0	△1	
1	1	公債費	1	△1	0	△1	
	1	利子	1	△1	0	繰入金 △1	
3		基金積立金	1	△1	0	△1	
1	1	基金積立金	1	△1	0	△1	
	1	農業研修施設事業基金積立金	1	△1	0	財産収入 △1	

(農業研修施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	△32	1 足腰の強い産業づくり	△464
		(1) 農業技術研修センター管理運営事業	△464
13 委託料	△223	11 修繕料(維)	(△32)
		13 業務委託(物)	(△29)
18 備品購入費	△209	13 指定管理者委託	(△194)
		18 備品購入費(物)	(△209)
11 需用費	△806	1 足腰の強い産業づくり	△1,090
		(1) 農業担い手研修センター管理運営事業	△1,090
13 委託料	△284	11 光熱水費(物)	(△806)
		13 業務委託(物)	(△40)
		13 指定管理者委託	(△244)
23 債還金利子 及び割引料	△1	1 みんなで歩むまちづくり	△1
		(1) 一時借入金利子	△1
		23 債還金利子及び割引料(公)	(△1)
25 積立金	△1	1 みんなで歩むまちづくり	△1
		(1) 農業研修施設事業特別会計基金の運用管理事業	△1
		25 積立金(積)	(△1)

議案第13号

令和元年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

令和元年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定め
るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017千円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算額の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源使用料		15,804	180	15,984
	1 使用 料	15,804	180	15,984
4 線越金		26	837	863
	1 線越金	26	837	863
歳 入	合 計	15,833	1,017	16,850

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		3,314	△508	2,806
	1 総務管理費	3,314	△508	2,806
2 泉源施設費		10,122	△215	9,907
	1 泉源管理費	10,122	△215	9,907
4 基金積立金		2,337	1,740	4,077
	1 基金積立金	2,337	1,740	4,077
歳 出	合 計	15,833	1,017	16,850

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		泉源使用料	15,804	180	15,984
	1	使 用 料	15,804	180	15,984
	1	使 用 料	15,804	180	15,984
4		繰越金	26	837	863
	1	繰越金	26	837	863
	1	繰 越 金	26	837	863

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 使用料	180	1 使用料
1 緑越金	837	1 緑越金

(歳出)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	3,314	△508	2,806		△508
	1	総務管理費	3,314	△508	2,806		△508
	1	一般管理費	3,314	△508	2,806		△508
2		泉源施設費	10,122	△215	9,907		△215
	1	泉源管理費	10,122	△215	9,907		△215
	1	泉源管理費	10,122	△215	9,907		△215
4		基金積立金	2,337	1,740	4,077		1,740
	1	基金積立金	2,337	1,740	4,077		1,740
	1	泉源事業基金積立金	2,337	1,740	4,077		1,740

(白金泉源事業特別会計)

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
27 公課費	△508	1 足腰の強い産業づくり (1) 総務管理経費 27 公課費
		△508 △508 (△508)
13 委託料	△215	1 足腰の強い産業づくり (1) 施設管理経費 13 業務委託(物)
		△215 △215 (△215)
25 積立金	1,740	1 みんなで歩むまちづくり (1) 白金泉源事業特別会計基金の運用管理事業 25 積立金(積)
		1,740 1,740 (1,740)

議案第14号

令和元年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和元年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,790千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,312千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 線 入 金		204,510	△15,964	188,546
	1 線 入 金	204,510	△15,964	188,546
5 線 越 金		675	9,174	9,849
	1 線 越 金	675	9,174	9,849
歳 入	合 計	301,102	△6,790	294,312

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		150,341	△5,930	144,411
	1 下水道管理費	135,112	△4,370	130,742
	2 事 業 費	15,229	△1,560	13,669
2 公 債 費		150,261	△860	149,401
	1 公 債 費	150,261	△860	149,401
歳 出	合 計	301,102	△6,790	294,312

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

款 项 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰 入 金	204,510	△15,964	188,546
	1	繰 入 金	204,510	△15,964	188,546
	1	一般会計繰入金	204,510	△15,964	188,546
5		繰 越 金	675	9,174	9,849
	1	繰 越 金	675	9,174	9,849
	1	繰 越 金	675	9,174	9,849

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△15,964	1 企業債償還金繰入金 △860 2 一般管理費繰入金 △10,104 3 終末処理場管理費繰入金 △5,000
1 繰越金	9,174	1 繰越金

(歳出)

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	下水道事業費	150,341	△5,930	144,411	△15,104	9,174
		下水道管理費	135,112	△4,370	130,742	△15,104	10,734
		一般管理費	45,682	△930	44,752	繰入金 △10,104	9,174
		終末処理場管理費	89,430	△3,440	85,990	繰入金 △5,000	1,560
	2	事業費	15,229	△1,560	13,669		△1,560
		建設事業費	15,229	△1,560	13,669		△1,560
	2	公債費	150,261	△860	149,401	△860	
		公債費	150,261	△860	149,401	△860	
		利子	20,910	△860	20,050	繰入金 △860	

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給 料	△930	1 みんなで歩むまちづくり (1) 職員給料
		△930
13 委 託 料	△3,440	1 安全・安心なまちづくり (1) 終末処理場管理事業費 13 保守・管理委託（物）
		△3,440
		△3,440
		(△3,440)
13 委 託 料	△1,560	1 安全・安心なまちづくり (1) 下水処理場整備事業費 13 整備・事業委託（事）
		△1,560
		△1,560
		(△1,560)
23 債還金利子 及び割引料	△860	1 みんなで歩むまちづくり (1) 起債償還利子
		△860
		△860

議案第15号

令和元年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）について

第1条 令和元年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設工事

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
（ウ）配水管布設替工事	延長 152m	延長△13m	延長 139m

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	317,221 千円	590 千円	317,811 千円
第1項 営業収益	230,899 千円	500 千円	231,399 千円
第2項 営業外収益	86,320 千円	90 千円	86,410 千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	304,278 千円	4,928 千円	309,206 千円
第1項 営業費用	286,994 千円	2,676 千円	289,670 千円
第2項 営業外費用	16,777 千円	2,252 千円	19,029 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 37,991 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 29,007 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 37,991 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 29,007 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	14,520千円	7,597千円	22,117千円
第1項 一般会計補助金	11,969千円	8,095千円	20,064千円
第2項 工事負担金	2,550千円	△498千円	2,052千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	52,511千円	△1,387千円	51,124千円
第1項 建設改良費	11,382千円	△1,387千円	9,995千円

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	18,855千円	242千円	19,097千円

第6条 予算第8条に定めた補助金の額「13,766千円」を「21,861千円」に改める。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業収益	1. 営業収益	1. 営業収益		317,221	590	317,811	給水装置工事申請手数料 執行見込みに伴う減 消火栓修繕負担金 執行見込みに伴う増 執行見込みに伴う増
				230,899	500	231,399	
		2. その他の営業収益		2,099	500	2,599	
		手 数 料		1,194	500	1,694	
	2. 営業外収益	1. 他会計負担金		86,320	90	86,410	
				9,357	△ 166	9,191	
		2. 他団体負担金	下水道会計負担金	9,357	△ 166	9,191	
				300	△ 141	159	
		5. 長期前受金戻入	大雪消防組合負担金	300	△ 141	159	
				66,681	147	66,828	
		長期前受金戻入		66,681	147	66,828	
	6. 雜 収 益		雑 入	8,003	250	8,253	
				3	250	253	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				304, 278	4, 928	309, 206	
	1. 営 業 費 用			286, 994	2, 676	289, 670	
		1. 原水及び浄水費		38, 583	330	38, 913	執行見込みに伴う増
		薬 品 費		1, 921	330	2, 251	
		2. 配水及び給水費		30, 078	1, 900	31, 978	
		修 繕 費		18, 554	2, 200	20, 754	執行見込みに伴う増
		材 料 費		9, 060	△ 300	8, 760	執行見込みに伴う減
		3. 総 係 費		39, 063	42	39, 105	
		手 当		4, 411	242	4, 653	執行見込みに伴う増
		委 託 料		15, 251	△ 200	15, 051	執行見込みに伴う減
	4. 減 価 償 却 費			178, 931	△ 780	178, 151	
		減 価 償 却 費		178, 931	△ 780	178, 151	固定資産処分等に伴う減
	5. 資 產 減 耗 費			339	1, 184	1, 523	
		固定資産除却費		339	1, 184	1, 523	除却確定に伴う増
	2. 営 業 外 費 用			16, 777	2, 252	19, 029	
		2. 消 費 稅 及 び 地 方 消 費 稅		10, 128	2, 252	12, 380	
		消 費 稅 及 び 地 方 消 費 稅		10, 128	2, 252	12, 380	執行見込みに伴う増

資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 資本的収入				14,520	7,597	22,117	
	1. 一般会計補助金			11,969	8,095	20,064	
		1. 一般会計補助金		11,969	8,095	20,064	
		一般会計補助金		11,969	8,095	20,064	執行見込みに伴う増
	2. 工事負担金			2,550	△498	2,052	
		1. 工事負担金		2,550	△498	2,052	
		大雪消防組合工事負担金		2,550	△498	2,052	消防栓設置工事負担金

支出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 資本的支出				52,511	△1,387	51,124	
	1. 建設改良費			11,382	△1,387	9,995	
		1. 配水及び給水		10,725	△1,387	9,338	
		設備工事費	工事請負費	10,725	△1,387	9,338	道路改良に伴う配水管布設替工事等

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,007千円は、過年度分損益勘定留保資金29,007千円で補てんするものとする。)

議案第16号

令和元年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）について

第1条 令和元年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

患 者 数	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
入 院 患 者 予 定 数	21,765 人	△ 4,374 人	17,391 人
1 日 平 均 入 院 患 者 数	59.6 人	△ 12.0 人	47.6 人
外 来 患 者 予 定 数	43,600 人	△ 5,575 人	38,025 人
1 日 平 均 外 来 患 者 数	178.7 人	△ 22.2 人	156.5 人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	1,249,574 千円	△ 44,074 千円	1,205,500 千円
第1項 医業収益	770,713 千円	△ 95,074 千円	675,639 千円
第2項 医業外収益	478,858 千円	51,000 千円	529,858 千円
支 出			
(科 目)	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	1,272,888 千円	△ 67,388 千円	1,205,500 千円
第1項 医業費用	1,249,134 千円	△ 67,388 千円	1,181,746 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 105,252 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,252 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 105,252 千円」を「過年度

分損益勘定留保資金 106,252 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的 収入	1,000 千円	△ 1,000 千円	0 千円
第1項 医療施設整備負担金			
	500 千円	△ 500 千円	0 千円
第2項 企 業 債	500 千円	△ 500 千円	0 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病 院 事 業	500 千円	0 千円

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	743,752 千円	△ 49,000 千円	694,752 千円

第7条 予算第9条に定めた補助の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
補 助 金	430,000 千円	50,000 千円	480,000 千円

第8条 予算第10条に定めた金額「86,214 千円」を「77,034 千円」に改める。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業収益	1. 医業収益			1,249,574	△ 44,074	1,205,500	
				770,713	△ 95,074	675,639	
		1. 入院収益		470,156	△ 62,490	407,666	入院患者見込延数17,391人 外来患者見込延数38,025人 実績見込みに伴う増 経営安定化のための繰入金増 実績見込みに伴う増
			入院収益	470,156	△ 62,490	407,666	
		2. 外来収益		279,040	△ 33,084	245,956	
			外来収益	279,040	△ 33,084	245,956	
		3. その他医業収益		21,517	500	22,017	
			医療相談収益	16,701	500	17,201	
				478,858	51,000	529,858	
		2. 他会計補助金		430,000	50,000	480,000	
			一般会計補助金	430,000	50,000	480,000	
		5. その他医業外収益		1,387	1,000	2,387	
			その他医業外収益	1,387	1,000	2,387	

支出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業費用				1,272,888	△ 67,388	1,205,500	
	1. 医業費用			1,249,134	△ 67,388	1,181,746	
		1. 給与費		701,970	△ 49,000	652,970	
			職員給与	272,075	△ 5,000	267,075	職員退職及び会計間移動等に伴う減
			職員手当	155,021	△ 8,500	146,521	
			賃金	36,651	△ 14,000	22,651	
			法定福利費	153,748	△ 21,500	132,248	
		2. 材料費		86,084	△ 10,500	75,584	
			薬品費	46,000	△ 9,000	37,000	廉価購入に伴う減
			診療材料費	36,900	△ 1,500	35,400	
		3. 経費		278,354	△ 9,529	268,825	
			消耗品費	4,078	△ 500	3,578	執行見込みに伴う減
			修繕費	10,349	△ 3,000	7,349	
			賃借料	16,027	△ 2,029	13,998	
			委託料	191,946	△ 4,000	187,946	
	8. 引当金繰入費			42,910	1,641	44,551	
			賞与引当金繰入	42,909	1,641	44,550	執行見込みに伴う増

資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 資本的収入				1,000	△ 1,000	0	
	1. 医療設備整備負担金			500	△ 500	0	
		1. 医療設備整備負担金		500	△ 500	0	
			一般会計負担金	500	△ 500	0	実績確定に伴う皆減
	2. 企業債			500	△ 500	0	
		1. 企業債		500	△ 500	0	
			企業債	500	△ 500	0	実績確定に伴う皆減

88

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,252千円は、過年度分損益勘定留保資金106,252千円で補てんするものとする。)

議案第25号

町道路線の変更について

道路法第10条第2項の規定に基づき町道路線を下記のとおり変更するため、
同条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

認定番号	路線名	起 終 点		主な経由地
		起 点	終 点	
620	花園1丁目1番線	(変更前) 美瑛町花園1丁目 花園1丁目9081番 16地先	(変更前) 美瑛町花園1丁目 花園1丁目7番70地 先	花園1 丁目
		(変更後) 同 上	(変更後) 美瑛町花園1丁目 花園1丁目7番11地 先 道道天人峠美瑛線接合	

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

議案番号	指定管理者に管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
議案第26号	美瑛町白金観光拠点施設	美瑛町本町1丁目5番8号 一般財団法人 丘のまちびえい活性化協会 代表理事 角 和 浩 幸	令和 2年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
議案第27号	美瑛町ビルケの森パークゴルフ場	美瑛町寿町2丁目1番7号 美瑛施設管理協同組合 代表理事 嵐 城 和 彦	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
議案第28号	美瑛町町民プール	深川市4条7番9号 株式会社 スコーレ 代表取締役 廣野 勝利	令和 2年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで